使用料の免除・減額について

2026.4 月版

調布市ふじみ交流プラザ条例第９条及び調布市ふじみ交流プラザ条例施行規則第 10 条に基づき，主に以下に当てはまる団体につきましては，使用料が免除または減額となります。

	項目	例	取扱
10−1	市が主催，又は共催事業として使用する場合	−	免除
10−2	市内の公共的団体が使用する場合	市の自治会名簿に登録のある自治会 自治会等連合会名簿に記載がある団体	
10−3	調布市シニアクラブ連合会及びその構成団体が使用する場合	調布市シニアクラブ連合会加盟団体名簿に団体名の記載がある団体	
10−4	６０歳以上の者で構成する団体が使用する場合	団体の全員が６０歳以上であるほか，構成員の過半数が調布市在住・在勤・在学であること	
10−5	身体障害者手帳，愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持し，かつ，市内に住所を有する者が属する団体が障害者福祉の増進のために使用する場合	以下の３点を全て満たす場合 ①障害者手帳を所持する者がいること ②構成員の過半数が調布市在住・在勤・在学であること ③障害福祉の増進を使用目的としていること	
10−6	市内の社会教育関係団体がその目的のために使用する場合	・調布市教育部社会教育課が作成する「社会教育関係登録団体リスト」に団体名の記載があること ・調布市教育部又は子ども生活部児童青少年課が所管する団体であること ・市内の教育機関（幼稚園、保育園または保育施設、小学校、中学校）（公立、私立問わない）の活動に関わる団体であること ※単に学校開放事業で学校の校庭や体育館を活動場所としている団体は対象外	
10−7	市に登録のボランティア団体がその目的のために使用する場合	市民活動支援センターにて市民活動団体の登録をしていること	
10−8	調布市内または三鷹市内に在住，在学，または在勤する，主に 18 歳以下の者が構成員の半数を占める団体が使用する場合	団体の過半数が１８歳以下であるほか，構成員の過半数が調布市または三鷹市在住・在勤・在学であること	